

令和元年度

第 8 回

東京都市長会議議案

日 時 令和2年2月25日（火）
午後1時30分

場 所 東京自治会館

東京都市長会

目 程

1 東京都等からの連絡事項

- (1) 「スマート東京」について (1 ページ)
- (2) 「赤十字活動並びに活動資金募集へのご協力のお願い」について (1 ページ)
- (3) 「ゼロエミッション東京戦略及びプラスチック削減プログラム等の策定」について (1 ページ)
- (4) 「新型コロナウイルス感染症に関する状況及び都の対応」について (1 ページ)
- (5) 「東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等」について (1 ページ)

2 議案審議事項

- 議案第 1 号「令和元年台風 19 号などによる災害見舞金の配分」について (2 ページ)
- 議案第 2 号「軽自動車及び二輪の小型自動車にかかる軽自動車税申告書受付業務等に関する覚書（案）」について (3 ページ)
- 議案第 3 号「令和 2 年度東京都市長会事業計画（案）」について (7 ページ)
- 議案第 4 号「令和 2 年度東京都市長会主要行事日程（案）」について (10 ページ)
- 議案第 5 号「東京都市長会事務局長の給与及び旅費支給規程の一部を改正する規程（案）」について (13 ページ)
- 議案第 6 号「令和 2 年度東京都市長会一般会計歳入歳出予算（案）」について (15 ページ)
- 議案第 7 号「各種審議会委員等の推せん」について (22 ページ)

3 報告事項

- (1) 「会長専決処分」について (24 ページ)
- (2) 「令和元年度『多摩地域が一体で取り組む観光地域づくり』の推進に向けた取組」について (26 ページ)

4 その他

- (1) 「多摩地域ごみ処理広域支援のブロック体制の見直し」について (27 ページ)
- (2) 「オール東京 62 市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』」について (27 ページ)

1 東京都等からの連絡事項

(1)「スマート東京」について

資料 1
冊子

(2)「赤十字活動並びに活動資金募集へのご協力のお願い」について

追加資料 1
冊子

(3)「ゼロエミッション東京戦略及びプラスチック削減プログラム等の策定」について

資料 2
2－2
冊子

(4)「新型コロナウイルス感染症に関する状況及び都の対応」について

追加資料 3

(5)「東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等」について

資料 3

2 議案審議事項

議案第 1 号

「令和元年台風 19 号などによる災害見舞金の配分」について

・ 災害見舞金の受入一覧

団 体 名	金 額（単位：円）	備 考
岡山県市長会	1,000,000	
熊本県市長会	1,000,000	
福岡県町村会	500,000	
全国市長会	500,000	※
愛媛県市長会	500,000	※
広島県市長会	1,000,000	
日本労働組合総連合会東京都連合会	500,000	
合 計	5,000,000	

※ 2 月 7 日開催の市区長会役員会において了承され、配分された見舞金額

「軽自動車及び二輪の小型自動車にかかる軽自動車税申告書受付業務等に関する覚書（案）」について

軽自動車及び二輪の小型自動車にかかる軽自動車税申告書受付業務等に関する覚書(案)

東京都特別区、市及び町村（以下「甲」という。）と一般社団法人全国軽自動車協会連合会東京事務所、一般財団法人関東陸運振興センター及び一般社団法人東京都自動車整備振興会（以下「乙」という。）は、軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「自動二輪」という。）にかかる軽自動車税申告書受付業務等の円滑な処理のため、以下のとおり覚書を締結する。

第 1 条 （本覚書の目的及び信義誠実の義務）

本覚書は、甲が軽自動車及び自動二輪の賦課業務を円滑に行うことを目的として定めたものであり、その前提となる税の申告に関する業務という特性上、甲乙は、常に緊密な連携を図り、信義誠実に本覚書を履行するものとする。

第 2 条 （甲が乙に委託する業務）

乙のうち一般社団法人全国軽自動車協会連合会東京事務所は、東京都内における次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) 軽自動車税申告書（検査対象軽自動車に限る。）の受付にかかる業務及び軽自動車税申告書の各区別分類整理並びに送付
- (2) 軽自動車税申告書（検査対象軽自動車に限る。）の記入指導及び同申告用紙の交付
- (3) その他前 2 号に関連する業務

2 乙のうち一般財団法人関東陸運振興センターは、東京都内における次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) 東京運輸支局、足立自動車検査登録事務所、練馬自動車検査登録事務所及び八王子自動車検査登録事務所における次の業務
 - ① 検査対象外軽自動車（以下「軽二輪」という。）にかかる次の業務に関する軽自動車税申告書の受付、受取及び一時保管
 - ア 使用の届出
 - イ 軽自動車届出済証の記載事項の変更(車両番号の変更が伴うものに限る。)
 - ② 自動二輪にかかる次の業務に関する軽自動車税申告書の受付、受取及び一時保管
 - ア 新規検査（自動車検査証交付を含む。）
 - イ 自動車検査証の記載事項の変更（車両番号の変更が伴うものに限る。)

- ③ ①及び②の業務にかかる軽自動車税申告書の一般社団法人全国軽自動車協会連合会東京事務所への送付
- ④ 軽二輪及び自動二輪にかかる軽自動車税申告書の交付及び記入指導
- (2) 多摩自動車検査登録事務所における次の業務
 - ① 軽二輪にかかる次の業務に関する軽自動車税申告書の受付、受取及び一時保管
 - ア 使用の届出
 - イ 軽自動車届出済証の記載事項の変更
 - ウ 軽自動車届出済証の返納
 - ② 自動二輪にかかる次の業務に関する軽自動車税申告書の受付、受取及び一時保管
 - ア 新規検査（自動車検査証交付を含む。）
 - イ 自動車検査証の記載事項の変更
 - ウ 自動車検査証の返納
 - ③ ①及び②の業務にかかる軽自動車税申告書の一般社団法人全国軽自動車協会連合会東京事務所への送付
 - ④ 軽二輪及び自動二輪にかかる軽自動車税申告書の交付及び記入指導
- 3 乙のうち一般社団法人東京都自動車整備振興会は、東京都内（東京運輸支局、足立自動車検査登録事務所、練馬自動車検査登録事務所及び八王子自動車検査登録事務所に限る。）における次の各号に掲げる業務を処理するものとする。
 - (1) 軽二輪にかかる次の業務に関する軽自動車税申告書の受付、受取及び一時保管
 - ① 軽自動車届出済証の記載事項の変更（車両番号の変更が伴わないものに限る。）
 - ② 軽自動車届出済証の返納
 - (2) 自動二輪にかかる次の業務に関する軽自動車税申告書の受付、受取及び一時保管
 - ① 自動車検査証の記載事項の変更（車両番号の変更が伴わないものに限る。）
 - ② 自動車検査証の返納
 - (3) 前2号に掲げる業務にかかる軽自動車税申告書の一般社団法人全国軽自動車協会連合会東京事務所への送付
 - (4) 軽二輪及び自動二輪にかかる軽自動車税申告書の交付及び記入指導

第3条 （業務の対価の算出と支払）

甲が支払う費用の総額（消費税及び地方消費税を含む。以下「委託料」という。）は、昭和63年度の1,200万円を基礎とし、翌年度以降は、当該年度の前年度の委託料から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を除いた額に当該年度の前年度の国家公務員給与の改定率を乗じた額を基準額とし、これに消費税等の税率を乗じて算出する。

この場合において、消費税等の税率が年度途中で変動した場合にあつては、当該年度の委託料の基準額を12で割った金額（1月あたりの委託料）に、乙が本業務を履行した日の属する月の1日における消費税等の税率を乗じて算出する。

2 前項により算出した委託料の乙の配分率は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 一般社団法人全国軽自動車協会連合会東京事務所 54.58333 %
- (2) 一般財団法人関東陸運振興センター 27.25000 %
- (3) 一般社団法人東京都自動車整備振興会 18.16667 %

3 甲は、乙が別に定める日までに、当該年度の委託料を振込にて支払うものとし、手数料は甲の負担とする。なお、委託料について、甲の各団体は、当該年度の前年度の市町村税課税状況等の調に基づく各団体の軽自動車台数によって按分した額を支払うものとする。

第4条 （秘密保持）

乙は、本業務上知った情報を漏洩又は業務目的以外に利用してはならない。

第5条 （再委託の禁止）

乙は、甲の承諾なく本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

第6条 （期間及び更新の定め）

本覚書の有効期間は、令和2年4月1日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲、乙のいずれか一方からの意思表示がない場合は、期間満了日の翌日から1年間本覚書を更新したものとし、その後も同様とする。

第7条 （協議事項）

本覚書に定めのない事項及び疑義については、必要の都度、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書を証するため本書 6 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保管する。

令和 2 年 4 月 1 日

甲 東京都千代田区飯田橋3-5-1
公益財団法人 特別区協議会
理事長 山崎 孝明

東京都府中市新町2-77-1
東京都市長会会長
立川市長 清水 庄平

東京都府中市新町2-77-1
東京都町村会会長
奥多摩町長 河村 文夫

乙 東京都港区港南3丁目3番10号
一般社団法人
全国軽自動車協会連合会
東京事務所 代表責任者 堀井 仁

東京都新宿区四谷1丁目6番1号
四谷タワー10階
一般財団法人
関東陸運振興センター
会 長 山下 邦勝

東京都渋谷区本町4丁目16番4
一般社団法人
東京都自動車整備振興会
会 長 西村 健二

「令和 2 年度東京都市長会事業計画（案）」について

令和 2 年度東京都市長会事業計画（案）

1 基本方針

各市間の連絡調整を図り、市政の円滑な運営と向上を期し、もって地方自治の発展に寄与するとともに、本会の健全な発展を図る。

2 事業計画

（1）会議の開催

市相互間の情報交換を行い、意思の疎通を図るとともに、市政運営上の重要問題を研究討議するため、会議開催要領のとおり各種会議を開催する。

- ① 市長会議
- ② 市長会役員会
- ③ 部会会議
- ④ 副市長会議
- ⑤ 市区長会議
- ⑥ その他の会議

（2）要望活動

- ① 全国市長会等を通じて、国の制度及び予算等に対する要望を行う。
- ② 知事及び関係局に対し、東京都の事業及び予算に対する要望を行う。
- ③ その他、必要の都度、国及び東京都に対する要望等を行う。

（3）調査研究等

多摩地域が抱える行政課題は、多岐にわたりかつ複雑化しつつあるので、これらの中から今日的重要課題について、短・中期的視野から解決策を提言するなどの調査研究を行う。

（4）共同事業

市長会及び他関係団体との連携により、政策提言等に基づく課題解決のための共同事業を実施する。

（5）附属協議会に関する事項

（6）各種助成金の交付（9 ページ参照）

市長会附属協議会の運営補助、及び共同事業に対する補助などの助成事業を実施する。

（7）研修会の開催

- ① 部会合同研修会を開催する。
- ② 副市長会研修会を開催する。

会 議 開 催 要 領

会 議 名	目 的	開 催 日
市 長 会 議	各市相互間の情報交換を行い、意思の疎通を図るとともに、市政運営上の重要課題を研究討議する。また、会議等を通じ東京都との密接な連絡調整を図る。	原則として、毎月 25 日及び必要の都度開催。ただし、各市の定例会開催月(3、6、9、12 月)は行わない。 また、25 日が土・日及び祝祭日に当たる場合は、その翌日または翌々日とする。
市 長 会 会 市 役 員 会	重要事項について、検討協議する。	原則として、毎月 18 日及び必要の都度開催。以下、市長会議に同じ。
部 会 会 議	当面する重要課題について研究討議するとともに、施策の促進、財源の確保等の活動を行う。	必要の都度開催。
副 市 長 会 議	市長会議の円滑かつ能率的な運営に資するため、調査研究、資料の収集を行うとともに、人事労務管理、給与問題及び当面する諸問題について情報の交換及び研究討議を行う。	必要の都度開催。 (概ね 5、8、10、2 月)
市 区 長 会 議	全国市長会を通じた国等への要望・意見具申・その他必要な事項についての調査研究及び連絡調整を行う。	総会は年 1 回開催。 役員会は年 3 回開催。 (概ね 4、10、2 月)

東京都市長会関連連助成金一覧

名 称	事業主旨	助成額、助成対象
(1) 附属協議会補助金	市長会附属協議会の運営補助	会議室使用料は、実費相当分 講師謝礼等は、3,400～13,000 円
(2) 多摩・島しょ 広域連携活動助成金	○ 21 年度に実施した政策提言の検証結果により、従来の「多摩・島しょ広域連携活動助成金」及び「多摩・島しょ子ども体験塾助成金」を再構築した助成 ○ 多摩・島しょ地域内の複数の市町村が立ち上げる新たな連携活動の支援、既存の連携活動の活性化、市町村職員の交流及び人材育成を図り、ひいては多摩・島しょの魅力を高める。 ① 子ども体験塾 18 歳以下の子どもを対象とした高度で大規模な感動体験を提供する事業 ② 観光振興連携活動 多摩・島しょの魅力を高める事業であって、多摩・島しょ地域の観光振興に資する事業 ③ 一般連携活動 ①、②を除く事業	1 連携組織につき、 ○ 子ども体験塾 連携する多摩・島しょ地域の市町村数や人口により年間 1,200 万円を限度に定めた額以内 (助成率 8/10) ○ 観光振興連携活動＜助成年限：5 年＞ 一連携組織につき、事業計画期間における総額として、上限 500 万円×事業計画年数（最大 2,500 万円）（助成率 10/10） ○ 一般連携活動＜助成年限：5 年＞ 当初 3 年間：年間 500 万円を限度 (助成率 10/10) 4 年目から：年間 250 万円を限度 (助成率 1/2)
(3) 多摩・島しょ スポーツ習慣定着促進 事業助成金	○ 22 年度政策提言「多摩のスポーツ振興をめざして」に基づき創設した制度をもとに、27 年度の検証結果に基づいて一部改変して実施（28 年度から令和 2 年度までの 5 年事業） ○ ①継続的な子ども体力・運動能力の向上、②子どもの競技力の向上、 ③障害者スポーツ、ニュースポーツの振興及び理解促進、 ④運動習慣の定着に資する事業に対する助成	1 市町村につき、①から③までの合計で年間 150 万円を限度、④は年間 50 万円を限度 (助成率 10/10)
(4) みどり東京・温暖化防止 プロジェクト助成金	市区町村が実施する自然環境保護や地球温暖化防止を目的とする各種事業に対する助成	1 市区町村につき、年間 100 万円を限度 (助成率 10/10)
(5) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成等事業助成金	市区町村が実施する、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各種事業の成果を引き継ぐとともに、開催直前の更なる機運醸成と大会後のレガシー活用を図るための事業に対する助成	1 市区町村につき、200 万円を限度 (助成率 10/10)

「令和 2 年度東京都市長会主要行事日程（案）」について

1 東京都市区長会関係

- 市区長会 総 会
開催日時 令和 2 年 4 月 28 日（火） 午後 4 時 40 分
開催場所 ホテル日航立川東京
- 市区長会 役員会
 - ・ 第 1 回
開催日時 令和 2 年 4 月 28 日（火） 午後 4 時 00 分
開催場所 ホテル日航立川東京
 - ・ 第 2 回
開催日時 令和 2 年 10 月 6 日（火） 午後 3 時 00 分
開催場所 東京自治会館
 - ・ 第 3 回
開催日時 令和 3 年 2 月 3 日（水） 午後 3 時 00 分
開催場所 東京区政会館

2 全国市長会関東支部関係

- 第 109 回全国市長会関東支部総会
開催都県 茨城県
開催日時 令和 2 年 5 月 20 日（水） 午前 10 時 00 分
開催場所 茨城県水戸市「水戸プラザホテル」
- 役員会
開催日時 令和 2 年 4 月 8 日（水） 午前 11 時 00 分
開催場所 東京都千代田区「ルポール麹町」

開催日時 令和 2 年 5 月 19 日（火） 午後 1 時 30 分
開催場所 茨城県水戸市「水戸プラザホテル」

開催日時 令和 2 年 10 月 22 日（木） 午後 1 時 30 分
～23 日（金）
開催場所 茨城県神栖市「鹿島セントラルホテル」

3 全国市長会関係（主な会議）

○ 第 90 回全国市長会議総会

開催日時 令和 2 年 6 月 3 日（水） 午前 10 時 00 分

開催場所 東京都千代田区「ホテルニューオータニ」

○ 第 82 回全国都市問題会議

開催日時 令和 2 年 10 月 8 日（木）～ 9 日（金）

開催場所 青森県八戸市「FLAT HACHINOHE」

△象技眼同
□象技眼正持
○象技眼正役
◎象技眼正全
▽

[illegible]

「東京都市長会事務局長の給与及び旅費支給規程の一部を改正する規程
(案)」について

東京都市長会事務局長の給与及び旅費支給規程の一部を改正する規程を次頁
のとおり提案する。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提 出
令和 2 年 2 月 日 議 決

東京都市長会
会長 清水 庄平

提案理由

東京都市長会事務局長の給与の給料月額について、所要の改正を行う。

東京都市長会事務局長の給与及び旅費支給規程の一部を改正する規程

東京都市長会事務局長の給与及び旅費支給規程の一部を次のように改正する。

別表中給料月額の項「765,000円」を「768,000円」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

東京都市長会事務局長の給与及び旅費支給規程 新旧対照表

現行規程

改正案

別表

給料月額	<u>765,000円</u>
備 考	ただし、公益財団法人東京市町村自治調査会常務理事を兼務している間は2分の1の額とする。

別表

給料月額	<u>768,000円</u>
備 考	ただし、公益財団法人東京市町村自治調査会常務理事を兼務している間は2分の1の額とする。

「令和 2 年度東京都市長会一般会計歳入歳出予算（案）」について

令和 2 年度東京都市長会一般会計歳入歳出予算（案）

令和 2 年度東京都市長会の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 6,708 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 歳出予算の各項に計上した経費に係る予算額に過不足を生じた場合には、同一款内の各項の間において、これらの経費の金額を流用することができる。

令和2年度東京都市長会一般会計歳入歳出予算（案）

1 歳 入

（単位：千円）

款	令和2年度予算額	令和元年度予算額	比 較 増 減
1. 分 担 金	82, 650	82, 882	△ 232
2. 繰 越 金	15, 000	15, 000	0
3. 助 成 金	468, 910	500, 110	△ 31, 200
4. 雑 収 入	527	558	△ 31
5. 繰 入 金	1	1	0
歳 入 合 計	567, 088	598, 551	△ 31, 463

2 歳 出

（単位：千円）

款	令和2年度予算額	令和元年度予算額	比 較 増 減
1. 会 議 費	1, 000	1, 000	0
2. 事 務 所 費	110, 305	110, 181	124
3. 負担金及び補助金	22, 795	25, 165	△ 2, 370
4. 事 業 費	431, 010	460, 210	△ 29, 200
5. 積 立 金	978	995	△ 17
6. 予 備 費	1, 000	1, 000	0
歳 出 合 計	567, 088	598, 551	△ 31, 463

令和2年度東京都市長会一般会計歳入歳出予算（案） 事項別明細書

1 歳 入

（単位：千円）

科 目		説 明	令和2年度 予算額	令和元年度 予 算 額	比 較 増 減
款	項				
1.	分 担 金		82,650	82,882	△ 232
	1. 一般分担金	一般分担金 ・均等割 1市当たり 500,000円 ・人口割 1人当たり 11円	59,006 13,000 46,006	58,868 13,000 45,868	138 0 138
	2. 特別分担金	会長市特別分担金	12,000	12,000	0
	3. その他分担金	軽自動車税申告書受付業務取扱分担金等	11,644	12,014	△ 370
2.	繰 越 金		15,000	15,000	0
	1. 繰越金		15,000	15,000	0
3.	助 成 金		468,910	500,110	△ 31,200
	1. 助成金	助成金 東京都区市町村振興協会助成金 ・北京市区交流事業（訪中） ・39市町村共同事業推進費 ア 多摩島しょ広域連携活動助成事業 イ 多摩島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業 ・多摩26市自治推進事業 ・オール東京62市区町村共同事業推進費 ・ペーパーレス化・デジタル化推進費	468,910 468,910 2,800 310,610 261,610 49,000 83,500 52,000 20,000	500,110 500,110 4,800 354,810 306,910 47,900 88,500 52,000 0	△ 31,200 △ 31,200 △ 2,000 △ 44,200 △ 45,300 1,100 △ 5,000 0 20,000
4.	雑 収 入		527	558	△ 31
	1. 預金利子	歳計現金から生じる預金利子	1	1	0
	2. 財産運用収入	財政調整基金等から生じる預金利子	15	15	0
	3. 雑収入	雑収入 ・全国都市職員災害共済会加入促進費 ・全国市長会保険加入促進費 ・各種保険担当者会議負担金	511 289 20 202	542 292 38 212	△ 31 △ 3 △ 18 △ 10
5.	繰 入 金		1	1	0
	1. 基金繰入金		1	1	0
	歳入合計		567,088	598,551	△ 31,463

2 歳 出

(単位：千円)

科 目		説 明	令和2年度 予算額	令和元年度 予 算 額	比 較 増 減
款	項				
1.	会 議 費		1,000	1,000	0
	1. 会議費	会議費	1,000	1,000	0
		・ 市長会議	400	400	0
		・ 役員会議	200	200	0
		・ 部会会議	100	100	0
		・ 副市長会議	100	100	0
		・ その他の会議	200	200	0
2.	事 務 所 費		110,305	110,181	124
	1. 給与費	職員人件費 (職員 10 名分)	95,473	97,524	△ 2,051
		・ 給料	42,593	43,753	△ 1,160
		・ 職員手当等	36,685	36,793	△ 108
		・ 共済費	16,195	16,978	△ 783
	2. 旅 費	事務連絡等旅費	1,200	1,200	0
	3. 交際費	会長交際費 (香料等)	500	500	0
	4. 需用費	需用費	13,132	10,957	2,175
		・ 用紙等消耗品費	1,139	1,220	△ 81
		・ 事業報告書等印刷製本費	3,479	2,618	861
		・ 電話料、郵便料	737	915	△ 178
		・ ホームページ管理等委託料等	2,577	2,205	372
		・ 複写機使用料、車借上料等	3,400	3,599	△ 199
		・ 備品購入費	1,800	400	1,400
3.	負担金及び補助金		22,795	25,165	△ 2,370
	1. 負担金及び補助金	各種負担金	19,734	22,104	△ 2,370
		・ (一財) 地域活性化センター年会費	3,640	3,640	0
		・ 軽自動車税申告書受付業務取扱負担金	10,927	11,270	△ 343
		・ 軽自動車車両情報取扱負担金	517	544	△ 27
		・ 都市町村協議会負担金	150	150	0
		・ 北京市区交流事業負担金(訪中)	2,800	4,800	△ 2,000
		・ 東京都障害者スポーツ大会助成金	1,000	1,000	0
		・ 部落解放・人権文化フォーラム助成金	300	300	0
		・ 各種団体助成金等	400	400	0
		市長会附属協議会会場使用料等補助金	3,061	3,061	0

(単位：千円)

科 目		説 明	令和2年度 予算額	令和元年度 予 算 額	比 較 増 減
款	項				
4.	事 業 費		431,010	460,210	△ 29,200
	1. 研修費	副市長会研修費 ・講師謝礼等 ・交通費・会場借上料等	750 150 600	750 150 600	0 0 0
	2. 調査研究費	市長会調査研究費 ・講師謝礼等 ・交通費・会場借上料等	4,200 700 3,500	4,200 700 3,500	0 0 0
	3. 政策提言事業 推進費	政策提言事業推進費 ・旅費 ・需用費 ・調査研究費	43,450 400 500 42,550	48,450 400 500 47,550	△ 5,000 0 0 △ 5,000
	4. 39市町村共同事業 推進費	39市町村共同事業推進費 ・多摩島しょ広域連携活動助成事業費 需用費 負担金補助及び交付金 ・多摩島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業費 需用費 負担金補助及び交付金	310,610 261,610 610 261,000 49,000 300 48,700	354,810 306,910 610 306,300 47,900 300 47,600	△ 44,200 △ 45,300 0 △ 45,300 1,100 0 1,100
	5. オール東京62市区町村 共同事業推進費	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業費 負担金補助及び交付金	52,000 52,000	52,000 52,000	0 0
	6. ペーパーレス化 ・デジタル化推進費	ペーパーレス化・デジタル化推進費 ・ペーパーレス化推進費 ・デジタル化推進費	20,000 12,600 7,400	0 0 0	20,000 12,600 7,400
5.	積 立 金		978	995	△ 17
	1. 積立金	積立金 ・退職手当資金積立金 ・財政調整基金積立金	978 965 13	995 982 13	△ 17 △ 17 0
6.	予 備 費		1,000	1,000	0
	1. 予備費		1,000	1,000	0
	歳出合計		567,088	598,551	△ 31,463



東京都市長会
会長 清水 庄平 様

2都ス協推第12号
令和元年12月16日

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
会長 白石 弥生 子



令和2年度「第21回東京都障害者スポーツ大会」
の開催に伴う協力助成金の交付依頼について

時下、貴職におかれましてはご健勝にてご活躍のことと拝察いたします。

平素より当協会の実施事業に対しまして格別のご支援とご理解を賜り心より感謝申し上げます。

また、今年の「第20回東京都障害者スポーツ大会」には、助成金を賜り誠に有難うございました。お陰様で順調に各競技を終え、車いすバスケットボール競技、バレーボール競技（身体部門・精神部門）の3競技を残すのみとなりました。去る10月の「第19回全国障害者スポーツ大会いきいき茨城ゆめ大会」は台風19号の接近の影響で中止となり、選考された東京都選手団にとっても残念な結果となりました。

さて、令和2年度も東京都との共催により「第21回東京都障害者スポーツ大会」を、第20回全国障害者スポーツ大会の東京都代表選手選考会を兼ねて開催いたします。

つきましては、障害者のスポーツ活動の振興推進のため、本大会への運営助成金の交付を、本年度に引き続きご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

I 内 容

(1) 申 請 額 一金 100万円

II 添付書類

- (1) 第21回東京都障害者スポーツ大会実施要領(案)
- (2) 第20回東京都障害者スポーツ大会実施概要・パンフレット
- (3) 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会定款・役員名簿
- (4) 令和元年度公益社団法人東京都障害者スポーツ協会事業計画
- (5) 第21回東京都障害者スポーツ大会事業予算(案)
- (6) 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会パンフレット・会報

お問合せ先 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 担当 金杉・村松
TEL 03 (5206) 5586 FAX 03 (5206) 5587
E-mail: h_kanasugi2018@tsad.or.jp



東京都市長会会長 清水庄平 殿

2020 年 1 月 17 日

部落解放・人権文化フォーラム実行委員会

実行委員長 藤本忠義



「部落解放・人権文化フォーラム 2020」助成金申請書

平素から部落差別撤廃のための人権教育・啓発活動にご支援・ご協力を賜り、誠に有難うございます。

部落解放・人権文化フォーラム実行委員会は 2020 年 11 月 27 日（金）、「部落解放・人権文化フォーラム 2020」を開催いたします。この集会は部落差別をなくし、あらゆる差別をなくすための人権教育・啓発活動を推進することを目的にひらくものです。

部落差別による「全国部落調査」復刻版出版事件、差別脅迫事件、土地差別調査事件、差別身元調査事件、インターネットによる差別書き込み、差別落書や差別張り紙など、東京では部落差別によって被差別部落出身者の結婚や就職、社会生活を疎外する差別事件が多数起こっています。

2016 年 12 月には部落差別解消推進法が制定されました。部落差別を解消するための教育・研修・啓発を推進することが重要です。そうした状況を踏まえて、本研究集会集会が部落差別の完全撤廃と人権確立に向けた理論研究と実践交流の場になればと考えております。

そこで、有意義な研究集会が出来ますように、助成金 30 万円を交付下さいますように、下記の書類を添付して申請いたします。

口座振込 上記の金額を下記の口座へお振り込み下さい。

東京信用金庫浅草支店 普通預金

口座番号 4007935

名義人名 部落解放・人権文化フォーラム 藤本忠義

【添付書類】

1. 研究集会企画書（趣意書、研究集会概要、プログラム、予算書）
2. 昨年の研究集会討議資料
3. 実行委員会名簿（構成団体の概要）

「各種審議会委員等の推せん」について

- ・ 任期満了に伴う委員等の推せん

団 体 名	任 期	現委員名	新委員名	備 考
東京都社会福祉 審議会 (23 ページ)	2. 4. 1 ～ 5. 3. 31	多摩市長		委 員



31福保総企画第568号
令和2年2月17日

東京都市長会
会長 清水 庄平 様

東京都福祉保健局長
内 藤 淳



東京都社会福祉審議会委員（第22期）の推薦について（依頼）

平素より、東京都における福祉保健行政の推進につきまして、御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、令和2年4月1日から第22期東京都社会福祉審議会の発足を予定しております。発足に当たり、委員の御推薦をいただきたく、下記により御回答をお願い申し上げます。

なお、現在、東京都では、「東京都男女平等参画推進総合計画」に基づき、男女平等参画施策を推進しております。その一環として、審議会等における女性委員の積極的な登用を図ることにより、政策形成過程への多様な価値観や発想を都政に取り入れ、社会経済状況や都民ニーズに即したサービスの提供に取り組んでおります。

つきましては、委員推薦の検討に当たりましては、女性委員の任用促進に御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 就任依頼内容
別紙のとおり
- 2 任期
発令の日から3年間（令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）
- 3 回答期限
令和2年3月6日（金曜日）
- 4 担当・問合せ先
東京都福祉保健局総務部企画政策課 佐藤、土本
電話番号 03-5320-4019（直通）
E-mail Kazuki_Tsuchimoto@member.metro.tokyo.jp

3 報告事項

(1)「会長専決処分」について

① 任期満了に伴う委員等の推せん

団 体 名	任 期	現委員名	新委員名	備 考
東京都卸売市場 審議会 (25 ページ)	2. 2. 10 ～ 4. 2. 9	多摩市長	多摩市長	委 員

② 後援依頼等について

行事等の名称	申 請 者	実施時期等	依頼内容
第 21 回東京都障害者 スポーツ大会	公益社団法人 東京都障害者 スポーツ協会	2. 5. 10 ～ 3. 2. 23	後援名義使用
東京愛らんどフェア 「島じまん 2020」	島じまん 実行委員会	2. 5. 30 ～ 2. 5. 31	後援名義使用
第 26 回東京都市町村 テニス選手権大会	東京都市町村 テニス協会	2. 2. 2	後援名義使用



31中管市第323号
令和2年1月20日

東京都市長会
会長 清水 庄平 殿

東京都知事
小池 百合子



東京都卸売市場審議会委員の推薦について（依頼）

東京都の卸売市場行政の推進に当たっては、平素より格段の御高配を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、当中央卸売市場では、都の卸売市場の経営等に関する重要事項を審議するため、知事の附属機関として東京都卸売市場審議会を設置しております。現在、同審議会委員として貴会の阿部裕行様に委員を委嘱しているところですが、このたび、令和2年2月9日をもって任期満了となります。

つきましては、貴会より改めて委員の御推薦を頂きたく、下記のとおり、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 推薦依頼人数 1名
- 2 委嘱期間 令和2年2月10日から令和4年2月9日まで（2年間）
- 3 必要書類 推薦書（別紙様式のとおり）
- 4 その他 参考といたしまして、東京都卸売市場審議会条例及び現委員名簿を同封いたします。
なお、大変恐縮ですが、推薦委員が決定され次第、推薦書の御返送をお願い申し上げます。

【お問い合わせ・書類送付先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
東京都中央卸売市場管理部市場政策課
岩崎・菊池
電話 03-5320-5725（直通）

(2)「令和元年度『多摩地域が一体で取り組む観光地域づくり』の推進に向けた取組」について

追加資料 2
2-2

4 その他

- (1) 「多摩地域ごみ処理広域支援のブロック体制の見直し」
について

資料 4

- (2) 「オール東京62市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止
プロジェクト』」について

資料 5